

健康保険 高齢受給者証 再交付申請書 記入の手引き

高齢受給者証を無くされた場合やき損した場合にご使用ください。

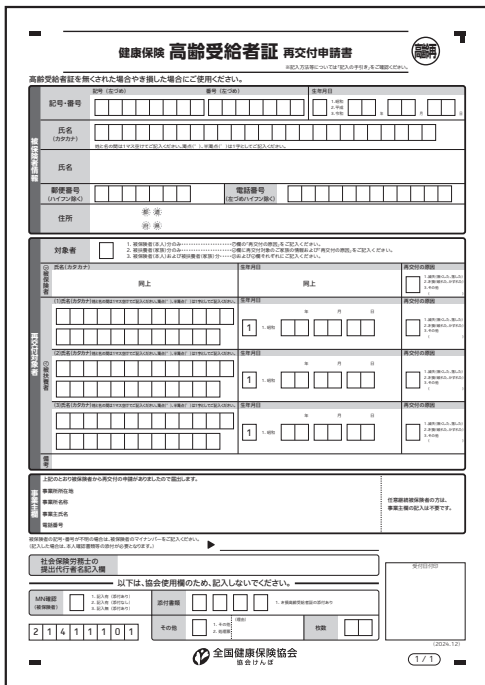
マイナ保険証をご利用いただくことで、高齢受給者証の提示は不要となります

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診できます。また、マイナ保険証を利用することで、高齢受給者証の提示が不要となります。

ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

※オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、高齢受給者証を医療機関等の窓口で提示いただく必要があります。

申請書は1ページです。
漏れなく正確にご記入ください。



添付書類をご用意ください。

- き損(汚れた、破れた等)の場合
- ・高齢受給者証

注意事項

提出先

《事業所に勤務している被保険者の方およびその被扶養者の方》
事業主経由でご加入の協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。

《任意継続被保険者の方およびその被扶養者の方》
お住まいの協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。

その他

- 高齢受給者証の再交付を受けたあとに、無くしていた高齢受給者証が見つかった場合は、見つかった高齢受給者証を協会けんぽ都道府県支部にご返却ください。

次ページに記入例があります。➡

ご提出・お問い合わせ先

申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。
※各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索

高齡受給者証 再交付申請書

- 2